

平成21年度における主要な施策の成果報告書

(概要版)

平成22年 9月

ニセコ町

目 次

町財政の状況

一 般 会 計	2 ページ
国民健康保健事業特別会計	9 ページ
老人保健特別会計	10 ページ
後期高齢者医療特別会計	11 ページ
簡易水道事業特別会計	12 ページ
公共下水道事業特別会計	13 ページ
農業集落排水事業特別会計	14 ページ

重点施策の概要

1. 人づくり・教育・文化	16 ページ
2. 環 境 ・ 景 観	20 ページ
3. 健 康 ・ 福 祉 ・ 防 災	28 ページ
4. 産 業 ・ 経 済	34 ページ
5. 自 治 ・ ま ち づ くり	37 ページ

平成 2 1 年 度

町 財 政 の 状 況

一 般 会 計	2 ページ
国民健康保健事業特別会計	9 ページ
老人保健特別会計	10 ページ
後期高齢者医療特別会計	11 ページ
簡易水道事業特別会計	12 ページ
公共下水道事業特別会計	13 ページ
農業集落排水事業特別会計	14 ページ

ニセコ町の財政の状況

アメリカに端を発した世界同時不況の影響による景気の後退局面を受け、政府は相次いで経済危機対策を講じるものの失業率は高水準にあるなど、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。

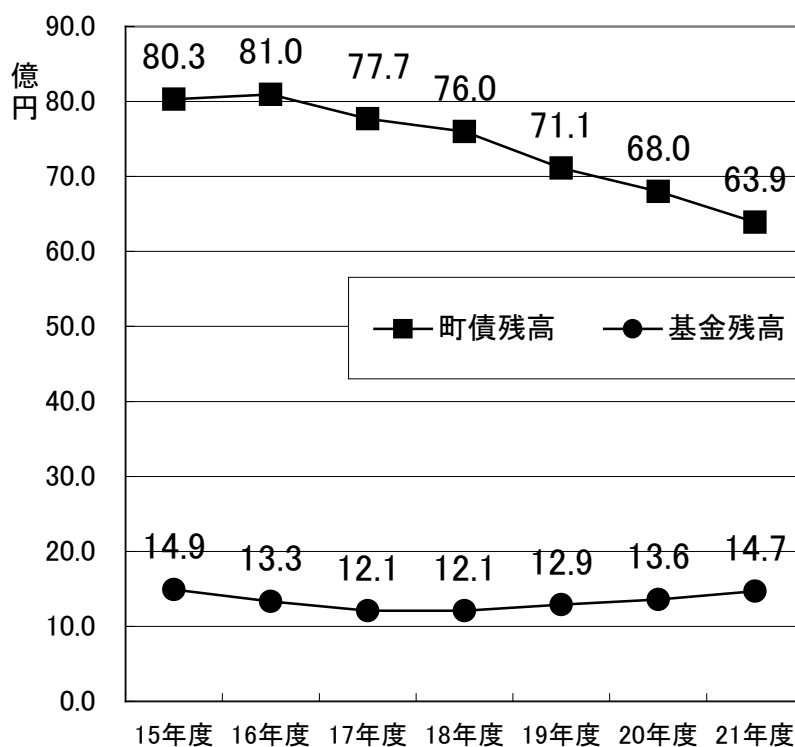
また、国政においては、先の総選挙により「地域主権」を掲げた民主党を中心とした新たな政権が誕生しています。

ニセコ町における近年の財政状況は、国の三位一体改革における地方交付税の減少と町債償還額の増大によってかつてない厳しさに直面したものの、歳入確保と徹底した経常経費の削減の両面に取り組んだ結果、近年の国による地方財政への対応もあって、平成18年度からは積立金を取り崩さずに財政運営が可能となっています。

平成21年度の一般会計決算は、地域活性化・経済対策臨時交付金など各種臨時交付金事業の実施と定額給付金をはじめとした平成20年度からの繰越事業の実施により、歳入歳出ともに前年度決算を大きく上回りました。なお、実質収支は繰越事業に必要な財源を控除したうえで1億88万円を確保しています。

また、財政調整基金など各種基金に1億1,000万円を積み立てし、基金残高は1億1,556万円増加して14億7,578万円(8.5%増)となりました。

【グラフ1】基金(貯金)・町債(借入金)の残高推移



国の経済対策を受けて実施するニセコ小学校大規模改修事業や各種臨時交付金事業などの事業予算として7億4,486万円を平成22年度に繰り越しています。

翌年度への繰越事業

単位:千円

区分	款	事業名	繰越額	左の財源内訳			
				既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
繰越明許費	総務費	防災情報通信設備整備事業	1,460		1,460		
		交通安全指導車更新事業	3,015		1,950	1,065	
		地域情報通信基盤整備事業	210,000		210,000		
		役場庁舎改修事業	3,045		3,045		
		役場庁舎電話設備更新事業	5,333		5,333		
		町有住宅改修事業	16,779		16,779		
		西富地区町民センター改修事業	2,799		2,799		
	民生費	子ども手当支給事業	3,305		3,305		
	衛生費	簡易水道事業特別会計繰出金事業	54,328		54,328		
		火葬場設備改修事業	2,310		2,310		
	商工費	道の駅機能向上事業	2,951		2,951		
	土木費	町道ニセコ登山道路歩道整備事業	21,242		21,232	10	
		町道しらかば五号通改良舗装事業	8,400		8,400		
		町道舗装補修及び側溝改修事業	40,500		40,500		
		公共下水道事業特別会計繰出金事業	4,473		4,473		
	教育費	教員住宅改修事業	23,534		16,557	6,977	
		教員住宅用地造成事業	3,000		3,000		
		教員住宅整備事業	28,342		28,342		
		ニセコ小学校大規模改修事業	267,775		267,698	77	
		中学校屋体設備整備事業	1,588		1,588		
		ニセコ高等学校暖房設備等改修事業	24,928		14,719	10,209	
		希望が丘寮暖房設備改修事業	9,975		9,975		
		テニスコート照明設備改修事業	1,911		1,911		
		運動公園施設整備事業	3,868		3,868		
	合 計			744,861	0	726,523	18,338

普通建設事業では、公営住宅全面改善事業の実施や各種臨時交付金を活用して各種公共施設の補修、町道の舗装補修を行ったほか、消防ポンプ自動車の更新などの生活環境水準の向上と学校ICT事業の実施、理科振興備品の購入など教育環境の整備を進めています。

ソフト事業では、新型インフルエンザの予防対策や妊婦検診費用助成の拡充など、福祉施策の拡充、プレミアム商品券事業・ポイントカード事業の導入支援、農業経営の安定化支援策を講じるなど本町の基幹産業である農業・観光の振興に力を注ぎました。

平成21年度の一般会計歳入総額は41億4,774万円となりました。主要財源である地方交付税は、対前年度1,745万円の減額となりましたが、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は4,613万円の増加となっています。

国庫支出金では定額給付金事業や国の経済対策に伴う臨時交付金事業の実施により、前年度対比で2億3,268万円(86.3%)の大幅な増額となりました。なお、借入金には公債費負担の低減を図るため、過去に借り入れた高金利な起債を現在の低利な起債に借り換える借換債1億9,310万円を含んでいます。

平成21年度一般会計歳出総額は、給食センターの建設や町道愛媛団体通改良事業の完了による国庫補助事業費の減少があったものの、定額給付金などの平成20年度から

の繰越事業の実施に加え、平成21年度の国の追加経済対策による交付金事業の実施によって40億2,851万円と前年度対比で2億3,590万円(6.2%)の増加となりました。

款別では、給食センター本体工事の完成によって教育費が大きく減少しているものの、その他の費目では決算額が増加しています。

公債費は1億9,310万円の繰上げ償還を実施したことによって決算額は増加していますが、繰上げ償還を除く公債費は4,886万円の減少となっています。しかしながら歳出構成比の4分の1以上を占めており、依然として高い割合を示しています。

財政の状態を示す実質収支(※1)は1億88万円の黒字で、実質単年度収支(※2)も8,754万円の大幅な黒字となりました。経常収支比率(※3)は、公債費の減少と継続した人件費の独自削減により、82.2%と前年度から2.8ポイント改善しました。しかしながらこの数値は、通常70~80%に分布するのが標準的とされていますので、本町では依然として財政の硬直化が続いていることを表しています。公債費比率(※4)は13.0%となり、前年度より2.0ポイント改善しました。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行で公表が義務付けられた健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となっています。

健全化判断比率(平成21年度決算に基づく算定結果)

健全化判断比率の指標	ニセコ町算定値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%
実質公債費比率	15.4%	25.0%
将来負担比率	86.1%	350.0%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない(「—」は黒字であることを表す)

【実質赤字比率】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【連結実質赤字比率】全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

【実質公債費比率】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【将来負担比率】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

健全化判断比率のうち、地方債の協議制への移行基準ともなる実質公債費比率は、15.4%と1.2ポイント改善しましたが、財政規模の類似した他の自治体と比べた場合、高い比率を示しています。

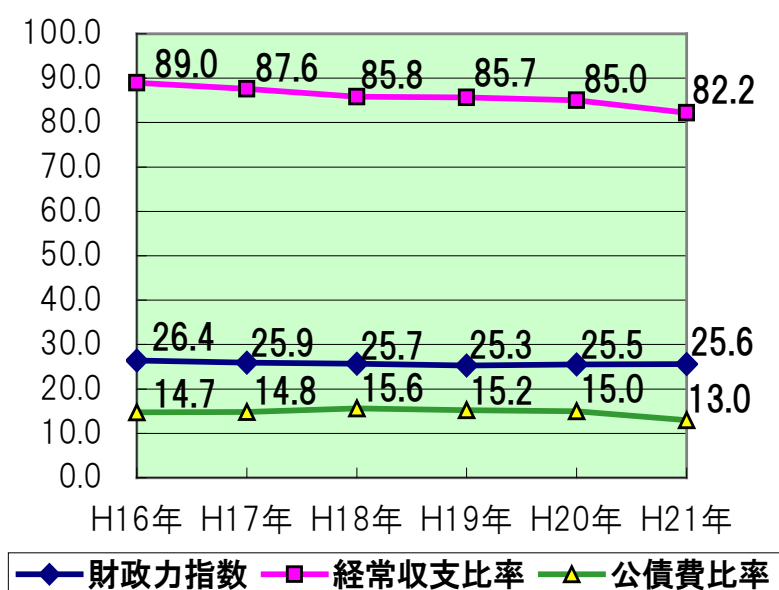
本町では地方債の残高及び単年度償還額のいずれもピークを経過したため、これらの比率は今後も減少すると見込んでいますが、公債費負担の適正化と継続的な経費の見直し、財源の確保に努める必要があります。

決算財政指標（一般会計）

単位：千円、%

区 分		平成21年度 ①	平成20年度 ②	増減額 ①-②	増減率 ①/②
決算 収支	歳入合計 A	4,147,738	3,885,554	262,184	6.7
	歳出合計 B	4,028,514	3,792,617	235,897	6.2
	歳入歳出差引額 C=A-B	119,224	92,937	26,287	28.3
	翌年度に繰越すべき財源 D	18,338	18,384	△ 46	△ 0.3
	実質収支額 E=C-D	100,886	74,553	26,333	35.3
	単年度収支額 F=今年度E-前年度E	26,333	△ 7,198	33,531	△ 465.8
	財政調整基金積立額 G	60,892	56,500	4,392	7.8
	繰上償還額 H	313	138	175	126.8
	財政調整基金取崩し額 I	0	0	0	-
	実質単年度収支額 J=F+G+H-I	87,538	49,440	38,098	77.1

【グラフ2】財政状況指数の推移



(※1) 実質収支 形式収支－翌年度に繰り越すべき財源

(形式収支：歳入決算額－歳出決算額)

(※2) 実質単年度収支 単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額

－財政調整基金取崩額

(単年度収支：当該年度実質収支－前年度実質収支)

(※3) 経常収支比率 $\frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$

(※4) 公債費比率 $\frac{W - (X + Y)}{Z - Y} \times 100$

W 当該年度の普通会計分の元利償還金（繰上償還分を除く）

X Wに充てられた特定財源

Y 普通交付税の算定において災害復旧費、辺地債償還費等として基準財政需要額に算入された公債費

Z 当該年度の標準財政需要額

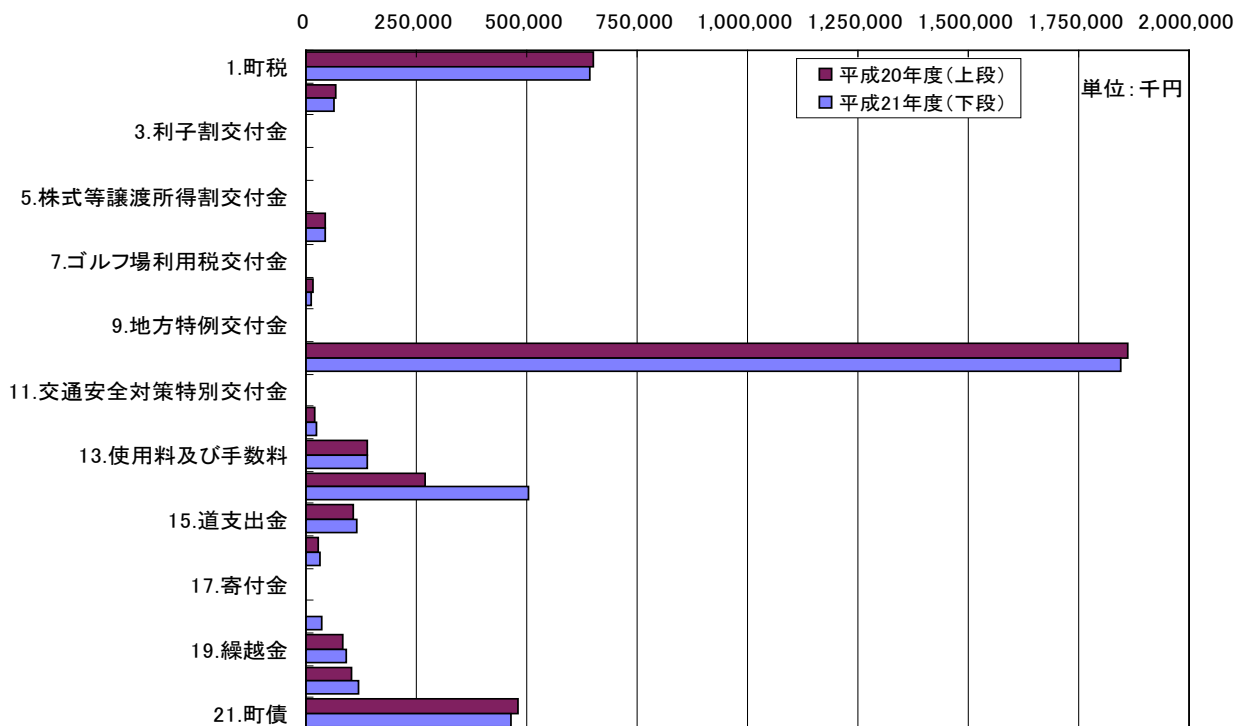
平成21年度決算

一般会計 (歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	構成比
1. 町税	638,005	663,637	644,591	554	18,492	97.1	15.5
2. 地方譲与税	64,043	64,043	64,043			100.0	1.5
3. 利子割交付金	1,600	1,446	1,446			100.0	0.0
4. 配当割交付金	300	272	272			100.0	0.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	1	120	120			100.0	0.0
6. 地方消費税交付金	45,549	45,549	45,549			100.0	1.1
7. ゴルフ場利用税交付金	2,500	2,810	2,810			100.0	0.1
8. 自動車取得税交付金	12,860	12,825	12,825			100.0	0.3
9. 地方特例交付金	5,859	5,859	5,859			100.0	0.1
10. 地方交付税	1,838,613	1,844,222	1,844,222			100.0	44.5
11. 交通安全対策特別交付金	1,000	878	878			100.0	0.0
12. 分担金及び負担金	23,550	25,430	23,227		2,203	91.3	0.6
13. 使用料及び手数料	143,575	141,728	139,829		1,899	98.7	3.4
14. 国庫支出金	1,138,076	502,378	502,378			100.0	12.1
15. 道支出金	117,221	114,414	114,414			100.0	2.8
16. 財産収入	31,664	31,296	31,296			100.0	0.8
17. 寄付金	2,795	2,792	2,792			100.0	0.1
18. 繰入金	33,929	33,927	33,927			100.0	0.8
19. 繰越金	92,417	92,937	92,937			100.0	2.2
20. 諸収入	118,016	119,756	119,750		6	100.0	2.9
21. 町債	558,100	464,573	464,573			100.0	11.2
合計	4,869,673	4,170,892	4,147,738	554	22,600	99.4	100.0

収入額の対前年比較

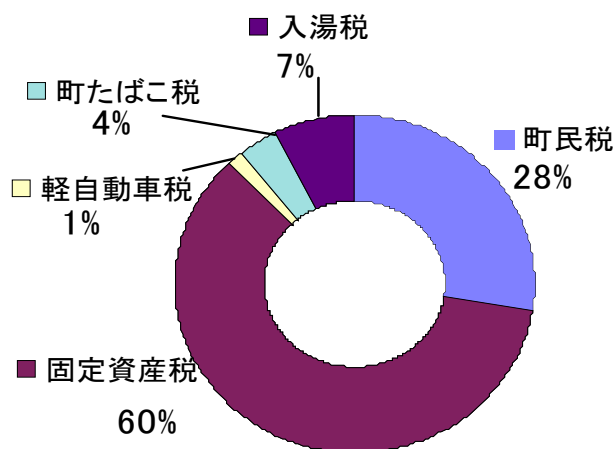


町税の状況

(単位：千円、%)

区分	税目	予算現額	調定額	収入済額	未収入額	徴収率	
現年課税分	町民税	個人	150,036	156,630	153,882	2,748	98.2
		法人	20,935	21,634	21,419	215	99.0
		計	170,971	178,264	175,301	2,963	98.3
	固定資産税	一般	386,000	390,610	386,750	3,860	99.0
		交付金	90	91	91	0	100.0
		計	386,090	390,701	386,841	3,860	99.0
	軽自動車税		8,639	8,741	8,637	104	98.8
	町たばこ税		24,411	24,412	24,412	0	100.0
入湯税		45,600	46,032	46,032	0	100.0	
	計	635,711	648,150	641,223	6,927	98.9	
滞納繰越分	町民税	個人	1,125	6,428	2,022	4,161	31.5
		法人	1	250	56	194	22.4
		計	1,126	6,678	2,078	4,355	31.1
	固定資産税		1,167	8,513	1,167	7,057	13.7
	軽自動車税		1	296	123	153	41.6
		計	2,294	15,487	3,368	11,565	21.7
合計		638,005	663,637	644,591	18,492	97.1	

町税の構成割合



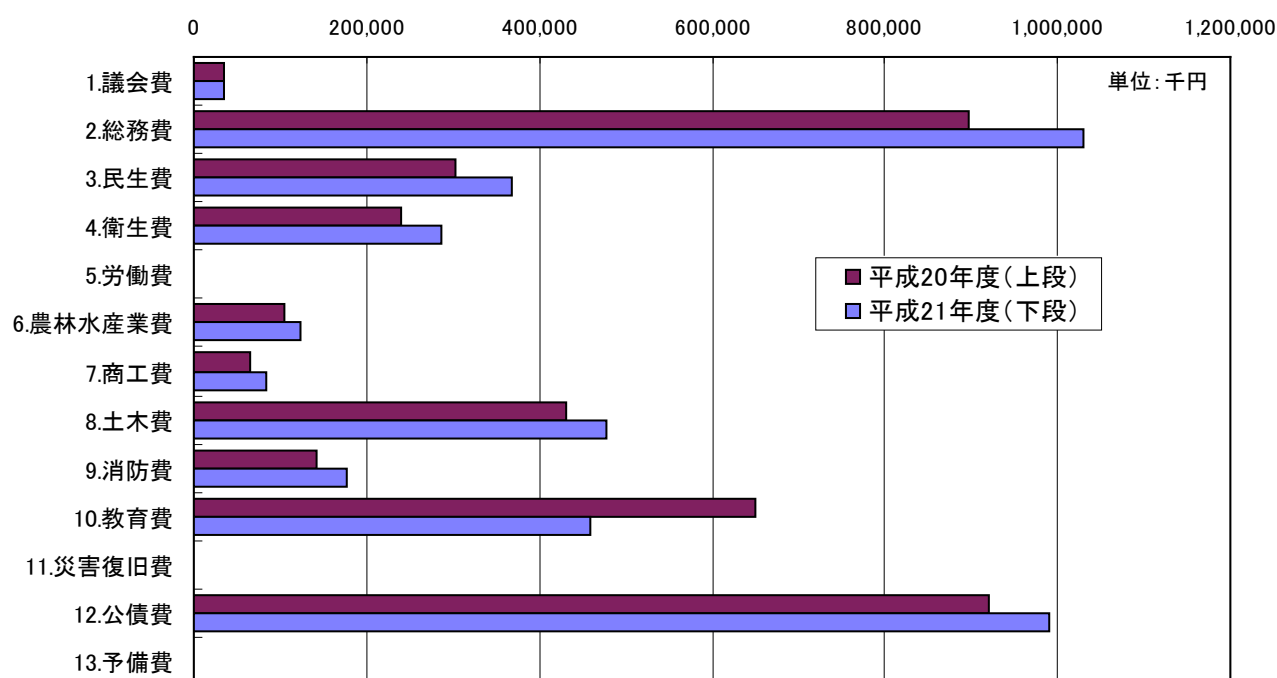
町税の収納状況は、収入総額6億4,459万円で前年度対比799万円(△1.2%)の減少となりました。入湯税は増加したものの個人住民税における土地売買等に係る譲渡所得の減少や減価償却に伴う固定資産税の減少、たばこ税の減少が主な要因です。また徴収率も97.1%と0.3%低下しています。平成19年度から実施された住民税への税源移譲により、個人住民税の課税額が増加した半面、滞納額も増加していることから、町税をはじめ使用料などの更なる収納強化に努める必要があります。

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 議会費	37,173	34,449		2,724	92.7	0.9
2. 総務費	1,296,383	1,029,007	242,431	24,945	79.4	25.5
3. 民生費	379,831	367,592	3,305	8,934	96.8	9.1
4. 衛生費	367,406	286,775	56,638	23,993	78.1	7.1
5. 労働費	2,037	2,033		4	99.8	0.1
6. 農林水産業費	126,629	123,159		3,470	97.3	3.1
7. 商工費	88,390	82,934	2,951	2,505	93.8	2.1
8. 土木費	562,124	477,976	74,615	9,533	85.0	11.9
9. 消防費	177,955	176,634		1,321	99.3	4.4
10. 教育費	839,039	458,517	364,921	15,601	54.6	11.4
11. 災害復旧費	12	0		12	0.0	0.0
12. 公債費	990,206	989,438		768	99.9	24.6
13. 予備費	2,488	0		2,488	0.0	0.0
合計	4,869,673	4,028,514	744,861	96,298	82.7	100.0

支出額の対前年比較



**国民健康保険事業特別会計
(歳入)**

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 国民健康保険税	129,806	158,628	134,535	715	23,378	84.8	57.6
2. 財産収入	314	423	423			100.0	0.2
3. 繰入金	102,424	97,976	97,976			100.0	41.9
4. 繰越金	595	595	595			100.0	0.3
5. 諸収入	14	86	86			100.0	0.0
合 計	233,153	257,708	233,615	715	23,378	90.7	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	232,066	231,826		240	0.0	99.7
2. 基金積立金	423	423		0	100.0	0.2
3. 諸支出金	421	371		50	88.1	0.2
4. 予備費	243	0		243	0.0	0.0
合 計	233,153	232,620	0	533	99.8	100.0

平成21年度の国民健康保険事業特別会計は、給付にかかる事業が後志広域連合に移管したため会計規模が縮小し、歳入総額は2億3,361万円で前年度対比3億4,996万円(△60.0%)の大幅な減額となりました。国民健康保険税の徴収率は0.6ポイント減少し、84.8%となっています。

歳出総額は2億3,262万円となり、前年度対比3億5,036万円(△60.1%)の減額となりました。実質収支は99万円の黒字で平成22年度に繰り越しています。

老人保健特別会計
(歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 繰入金	747	0	0			-	0.0
2. 繰越金	1,450	1,899	1,899			100.0	50.6
3. 諸収入	505	133	133			100.0	3.5
4. 支払基金交付金	8	9	9			-	0.2
5. 国庫支出金	1,503	1,503	1,503			100.0	40.1
6. 道支出金	207	208	208			100.0	5.5
合 計	4,420	3,752	3,752	0	0	100.0	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 医療諸費	2,998	5		2,993	0.2	0.4
2. 諸支出金	1,422	1,421		1	99.9	99.6
合 計	4,420	1,426	0	2,994	32.3	100.0

平成21年度の老人保健特別会計の歳入総額は375万円で前年度対比5,161万円(△93.2%)の減額となりました。歳出総額も143万円となり前年度対比5,204万円(△97.3%)の減額でした。実質収支は232万円の黒字で、平成22年度へ繰り越しています。

**後期高齢者医療特別会計
(歳入)**

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 後期高齢者医療保険料	29,552	27,993	28,022		△ 29	100.1	65.1
2. 繰入金	15,093	14,836	14,836			100.0	34.4
3. 繰越金	50	115	115			100.0	0.3
4. 諸収入	105	104	104			100.0	0.2
合 計	44,800	43,048	43,077	0	△ 29	100.1	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	841	449		392	53.4	1.0
2. 後期高齢者医療広 域連合納付金	43,758	42,516		1,242	97.2	98.7
3. 諸支出金	105	104		1	99.0	0.2
4. 予備費	96	0		96	-	0.0
合 計	44,800	43,069	0	1,731	96.1	100.0

平成21年度の後期高齢者医療特別会計の歳入総額は4,307万円で前年度対比9万円(△0.2%)の減額となりました。歳出総額は4,306万円となり前年度対比1万円(0.1%)の増額でした。実質収支は1万円の黒字で、平成22年度へ繰り越しています。

簡易水道事業特別会計
(歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 使用料及び手数料	81,425	82,403	80,374		2,029	97.5	42.5
2. 国庫支出金	14,400	14,400	14,400			100.0	7.6
3. 繰入金	107,817	51,859	51,859			100.0	27.4
4. 繰越金	50	191	191			100.0	0.1
5. 諸収入	3,121	3,041	3,041			100.0	1.6
6. 町債	39,400	39,400	39,400			100.0	20.8
合計	246,213	191,294	189,265	0	2,029	98.9	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	23,579	22,989		590	97.5	12.2
2. 管理費	82,317	26,666	54,328	1,323	32.4	14.1
3. 建設改良費	36,056	36,038		18	-	19.1
4. 公債費	103,761	103,468		293	99.7	54.7
5. 予備費	500	0		500	0.0	0.0
合計	246,213	189,161	54,328	2,724	76.8	100.0

平成21年度の簡易水道事業特別会計の歳入総額は、1億8,926万円で前年度対比761万円(△3.7%)の減額となりました。歳出総額も1億8,916万円となり前年度対比1,826万円(△8.8%)の減額でした。実質収支は10万円の黒字で、平成22年度へ繰り越しています。

町債(借入金)は、公債費負担の低減を図るため、過去に借り入れた高金利な起債を現在の低利な起債に借り換える借換債1,780万円を含んでいます。

なお、簡易水道事業特別会計は黒字のため、財政健全化法における資金不足比率は生じませんでした(経営健全化基準は資金不足比率20.0%以上)。

また、中央監視装置更新にかかる事業予算5,433万円を平成22年度に繰越をして実施しています。

公共下水道事業特別会計
(歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 分担金及び負担金	151	300	250		50	83.3	0.1
2. 使用料及び手数料	33,631	34,968	33,928		1,040	97.0	18.5
3. 繰入金	89,541	79,200	79,200			100.0	43.2
4. 繰越金	50	196	196			100.0	0.1
5. 町債	69,600	69,600	69,600			100.0	38.0
合計	192,973	184,264	183,174	0	1,090	99.4	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	16,635	16,192		443	97.3	8.8
2. 管理費	42,039	33,690	4,473	3,876	80.1	18.4
3. 建設改良費	183	166		17	90.7	0.1
4. 公債費	133,700	133,027		673	99.5	72.7
5. 予備費	416	0		416	0.0	0.0
合計	192,973	183,075	4,473	5,425	94.9	100.0

平成21年度の公共下水道事業特別会計の歳入総額は、1億8,317万円で前年度対比2,250万円(△10.9%)の減額となりました。歳出総額も1億8,307万円となり、前年度対比2,241万円(△10.9%)の減額でした。実質収支は10万円の黒字で、平成22年度へ繰り越しています。

なお、公共下水道事業特別会計は黒字のため、財政健全化法における資金不足比率は生じませんでした(経営健全化基準は資金不足比率20.0%以上)。

また、下水道管理センターの屋根塗装にかかる事業予算447万円を平成22年度に繰越をして実施しています。

**農業集落排水事業特別会計
(歳入)**

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 分担金及び負担金	1	0	0			-	0.0
2. 使用料及び手数料	529	507	507			100.0	4.3
3. 繰入金	11,620	11,250	11,250			100.0	95.0
4. 繰越金	50	81	81			100.0	0.7
合 計	12,200	11,838	11,838	0	0	100.0	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	35	12		23	34.3	0.1
2. 管理費	1,728	1,412		316	81.7	12.0
3. 公債費	10,387	10,348		39	99.6	87.9
4. 予備費	50	0		50	0.0	0.0
合 計	12,200	11,772	0	428	96.5	100.0

平成21年度の農業集落排水事業特別会計の歳入総額は、1,183万円で前年度対比8万円(△0.7%)の減額となりました。歳出総額も1,177万円となり前年度対比6万円(△0.5%)の減額でした。実質収支は6万円の黒字となり、平成22年度へ繰り越しています。

なお、農業集落排水事業特別会計は黒字のため、財政健全化法における資金不足比率は生じませんでした(経営健全化基準は資金不足比率20.0%以上)。

平成 2 1 年 度

重 点 施 策 の 概 要

1. 人づくり・教育・文化 16 ページ
2. 環 境 ・ 景 観 20 ページ
3. 健 康 ・ 福 祉 ・ 防 災 28 ページ
4. 産 業 ・ 経 済 34 ページ
5. 自 治 ・ ま ち づ くり 37 ページ

平成 21 年度ニセコ町の重点施策の概要

1. 人づくり・教育・文化

1-1 幼児教育、小・中・高校教育

(1) 幼児教育（幼児センター「きらっと」の運営）

就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供と家庭における子育ての支援を一体的に推進し、幼児期の特性や発達課題を的確に捉え、幼児一人ひとりの自立に向けた基本的な生活習慣の習得などの総合的な指導を行い、家庭・地域との連携を図りました。

また、幼児の成長や発達の連続性を確立するため、小学校との連携を深め、特別支援の必要な児童に対しては、補助教諭を 3 名配置しました。

(2) 小学校・中学校

子どもたちの生活が学校ばかりではなく、家庭や地域社会での生活すべてから成り立っており、それぞれの生活を通じて学び成長します。さらに、豊かな人間として成長していくためには、生活体験を重視し、知・徳・体のバランスのとれた成長が必要であり、特に道徳教育に重点をおき、人間尊重の精神や思いやる心、感動する心の醸成など適切な教育が行われることが大切です。そのため、子どもたち一人ひとりが豊かな人間性や基礎基本を身に付け、自ら学ぶ力や生きる力など自律の精神を育み、豊かな感性を育てる教育課程を編成し、特色ある学校教育の推進に努めました。

全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、基礎基本の確実な定着を目指した指導計画の樹立、発展的な学習及び補充的学習など個に応じた指導方法を工夫改善し、学力の向上や個性や能力の伸長に努めるなど、各学校で創意工夫を凝らした教育活動の充実を図りました。さらに、児童生徒にとってよりよい環境となるよう長期休業期間の活用等や学習の継続性に配慮しながら、2 学期制の実施定着を図りました。

また、地域住民の学校経営への参加の仕組みとしての「学校評議員制度」は、自主性・自律性を発揮するとともに、学校と家庭・地域との新たな関係づくりを充実してきました。

複式教育の推進については、少人数の良さを生かした指導計画の改善を図るとともに、他校との集合学習や交流学習による集団生活や社会性を育成するなど、一人ひとりが個性を伸ばし、主体的な学習態度を育成する複式教育の推進に努めました。

特別支援教育の推進では、ニセコ小学校、近藤小学校に特別支援学級を設置し、さらにニセコ小学校、ニセコ中学校に町単独で特別支援員を配置し、児童の可能性を最大限に伸ばさせるための指導を充実してきました。

特色ある学校づくりとして、ニセコ小学校とニセコ中学校に、教諭 1 名を加配し、習熟度別の少人数指導やチームティーティング (T・T) 指導により、児童生徒の学習意欲や関心を高めるとともに学力の向上を図る取組みを行いました。また、各学校においては地域参観日や祖父母参観日を設定して地域の人に児童の様子を見てもらう取組みを昨年に引き続き行いました。

児童生徒の安全確保については、近隣町村及び町内での不審者情報により、関係機関と連携し、児童生徒の帰宅時のパトロールを実施したほか、ニセコ町学校地域安全確保会議を開催し、子ども 110 番の家・車制度を引き続き実施しました。

教育環境については、国の緊急経済対策として文部科学省が推進するスクールニューディール政策により学校ICT機器のデジタルテレビ、教務用パソコン、電子黒板等を導入するとともに、新学習指導要領に対応する理科、数学の備品等を購入しました。

また、小学校遊具の更新、改善、改修等、子どもたちが毎日安心して学習できる教育環境の整備を図りました。

スクールバスにかわる町内循環バスシステム「ふれあいシャトル」が導入され7年が経過しましたが、保護者等の意見を聞きながら、登下校の安全確保に努めました。

(3) ニセコ高校

ニセコ高校では、平成元年に農業科学コースと観光リゾートコースを新設し、翌年の緑地観光科への学科転換以来、時代とともに多様化する生徒のニーズに対応してきています。

各コースにはそれぞれ2名の専門教師を配置し、農業と観光を融合した新たな地域産業人を創造する教育課程の編成を行うとともに、学校ICT機器の導入整備をし、情報化時代に対応できるよう教育環境の充実を図っています。本年度は、交通安全啓発、町内公共施設の花壇造成等ボランティア活動及び農作物を活用した食品加工など農業と観光を通じた教育活動の推進により後志管内教育実践表彰を受賞しました。

また、国際理解教育の推進を図るため、引き続き外国語指導助手(外国人)を配置し、高等学校をはじめ幼・小・中に対応した英語指導を進めています。

平成16年から実施している高大連携事業については、札幌国際大学との提携のもと観光に関する特別講義の受講、専門的な見地からの助言や支援を受けながら観光教育の更なる充実に努めているところです。

生徒の活動などについても、各種資格の取得、町内をはじめ地域のご協力により行っている産業現場実習、農業クラブ全国大会や全国定時制通信制体育大会出場などの支援により充実を図っています。

このように特色ある教育環境により、少子化が急速に進展するなか、管内はもとより道内各地から志望者があり入学者が定員を満たす状況が続いています。

生徒を社会に送り出す進路実現においてもほぼ100%の進学就職率となっています。

(4) その他の学校教育事業

学校教育の成果は、日々児童生徒に接し、人格形成に大きな影響を与える教職員の資質・能力によるところが大きく、教職員の意識改革と指導力の向上、指導方法と指導体制の創意工夫が求められます。そのため、校内研修を計画的に推進するとともに自らの資質向上を図るために自校の研修・研究成果の公開や授業公開を進めるなど、開かれた研修実施に努め、後志教育局指導主事を招聘し、その専門的指導力を高めるなど資質の向上に努めました。教職員の研究団体であるニセコ町教育研究会の事業推進についても支援を行いました。なお、市町村立学校職員の評価に関する要領に基づき、通年を通じた評価制度を実施しました。

(5) 学校給食の充実

本年度も地場産食材を積極的に活用し、徹底した衛生管理のもと、おいしく、安全で安心、栄養バランスのとれた給食を小学校から高等学校までの児童、生徒、教職員などに98,099食(1日平均551食)を提供しました。

また、ニセコ小学校に配置されている栄養教諭を中心に児童への栄養指導や「食育」

に関する指導と啓発に努め、望ましい食習慣を身につけることにより、自らの健康管理ができる子どもの育成に努めました。

ニセコ中学校隣接地に新たに建設した学校給食センターは平成21年2月に完成し、同年8月より運用を開始しました。

調理場は、ドライシステム（床面乾燥方式）を採用し、細菌の繁殖や二次感染防止のための改善、調理器具を全て電化とし、調理作業の効率化及び安全面の向上と維持コストの軽減を図りました。

今後も文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

1-2 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものと言えます。

平成21年度は第4期ニセコ町社会教育中期計画の締めとして、更なる振興を関係機関や団体と連携を密にして図るとともに、平成22～26年度の5ヵ年における新たな社会教育行政の目標・指針となる「第5期ニセコ町社会教育中期計画」を策定しました。

生涯学習に対する取り組みは、昨年に続き社会教育指導員の配置を行うなど推進体制の強化を図りながら、生涯学習の各種事業を展開しています。

少年教育では、青少年の自主性、創造性、協調性を培い、心豊かな青少年を育成する少年洋上セミナーは、長野県信州新町（現長野市）に訪問をしています。また併せて、高島市児童の来訪対応とニセコ町児童との交流、鹿児島県薩摩川内市の小中学生の受入を行いました。少年ふるさと教室、青少年芸術鑑賞会、青少年健全育成事業、成人式その他、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行いました。さらに、放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後子ども教室を継続して実施しているほか、学校・家庭・地域が一体となって学校を支援し、子どもを育む体制づくりを行う学校支援地域本部事業に取り組んでいます。

成人教育については、住民活動の学習機会の提供や豊かな家庭づくりに資する家庭教育の振興に努めるため、PTA連合会への助成や家庭教育学級、女性学級、英会話教室、ふるさと講座、高齢者学級（寿大学）、成人学級を実施しました。

図書活動の充実については、NPO法人あそぶっくの会を指定管理者として、学習交流センターの運営を行いました。あそぶっくの会は、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しており、利用者から高く評価されています。また、図書の貸出冊数も大幅な伸びを示し、町民の集う図書施設として町民に浸透しています。

1-3 教育環境、スポーツ

スポーツによる心身ともに明るい生活と潤いのある活力ある地域づくりを目指して、社会体育事業を実施しました。

町民を対象とした各種スポーツ活動を通して、活発な地域コミュニティー活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見を反映しながら実施しま

した。特に、ふれあい町民運動会は各チームの実情を把握し、体育指導員との協議を重ねて大幅に改善して実施しています。また、各種スポーツ教室は、同様に周知方法や内容を検討し、多くの町民が参加できるように努めました。

総合型地域スポーツクラブの取り組みは、近藤・元町地区からなる東部スポーツクラブが設立準備委員会を立ち上げ、平成 22 年度の設立に向け積極的に活動をしています。

体育施設の整備については、総合体育館アリーナの遮光暗幕カーテンの取替、照明器具の改修、テニスコート夜間照明安定器を改修しました。また、老朽化の著しい体育器具（バレーボール、バドミントン、フットサルゴール、一般サッカーゴール、バスケットボールゴール、高跳び用マット）を一新するなど、町民が安全で快適にスポーツ活動ができるよう整備をしました。

体育協会は、スポーツ少年団の活動を含め、町の補助金を活用しながら各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の軸となり活動を行いました。

ニセコマラソン大会は、マラソンフェスティバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にPRする活動として、平成 21 年 9 月 20 日に 1,112 名の参加のもと開催する事ができました。

1-4 芸術文化

町民一人ひとりが自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを積極的に行いました。文化協会では、特に主催コンサートでの京都大学オーケストラ演奏会や後志民謡大会の開催など、多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。また、町内児童生徒が習字・絵画・工作による表現を通じて創造性に富んだ感性や伝統・芸術文化への関心と理解を深めるための児童生徒習字絵画作品展を文化まつりと同一日程で開催しました。

(1) 有島記念館

①有島記念館展示事業

- ・企画展① 『ユートピアへの挑戦ー有島農場の解放と狩太共生農團』

期 間 平成 21 年 4 月 25 日～5 月 24 日

内 容 有島武郎が描いた農場風景のスケッチや農場事務所の写真、共生農團の定款などの資料を展示、当時の有島地域の姿と精神を振り返りました。

- ・企画展② 「有島武郎とホイットマン」

期 間 平成 21 年 6 月 6 日～10 月 18 日

内 容 有島武郎は、アメリカを代表とする詩人の一人であるホイットマン紹介の第一人者でもある。有島とホイットマンとの係わりや日本では馴染みが薄いと思われるホイットマンの詩の世界を紹介しました。

②有島武郎青少年公募絵画展事業

- ・「第 21 回有島武郎青少年公募絵画展」

期間 平成 21 年 10 月 31 日～11 月 15 日

表彰式・ワークショップ 11 月 7 日

内容 応募作品 282 点から 116 点の入選作を選出しました。

有島武郎賞「過去の栄光を抱えて」（油絵）野田玲菜（受賞当時：函館西高校 1 年）

- ・「有島武郎青少年公募絵画展 20 回記念 有島武郎賞受賞作品回顧展」
 期間 平成 21 年 8 月 13 日～8 月 18 日（札幌道新ぎゃらりー）
 内容 有島武郎青少年公募絵画展が開催から 20 回を迎えた事を記念して、過去の有島武郎賞受賞作品 20 点を一堂に展示し、これまでの歩みを振り返りました。

③有島記念館研究事業

平成 20 年度と同様に有島記念館の収蔵品整理を進めるとともに、今後の事業に向けた研究資料の収集、館報及び紀要の作成、さらに研究事業の一環として「有島武郎研究会総会」に参加をして研鑽を図りました。

④有島武郎講座事業

主に町民を対象とした「第 8 回音楽彩」、「第 10 回一房の葡萄祭・第 10 回有島童話祭」、「第 10 回宮山登山会」等のイベントを開催し、有島武郎の思想と文学に触れながら、学び、交流する場を提供しました。

⑤その他事業

有島記念館の整備は、平成 22 年度に実施する常設展示場のリニューアルに向けた有島記念館常設展示場改修工事を行うとともに、展示指導として有島武郎研究会会員 3 名（横浜市立大学教授 山田俊治氏、吉備国際大学教授 井上理恵氏、北海道大学大学院教授 中村三春氏）による指導を受けました。

また、リニューアルする常設展示の目玉として「明治 21 年学習院予備科有島武郎（満 10 歳）自筆『数学帳』」を購入しました。

2. 環境・景観

2-1 ゴミ対策、自然保護、治山治水、環境対策、上下水道

(1) ごみ収集事業

平成 14 年 10 月からの可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ処理の有料化以降、徹底した分別により可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ・資源ごみの区分により収集を行っています。また、家庭での生ごみの堆肥化など町民の意識の向上もあり前年対比でもわずかながら減少しています。今後も、適正なごみの分別と減量化の啓発に努めます。

- ・ごみ類の収集動向（平成 21 年度）

種別	生ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	383 t	553 t	87 t	373 t	2 t	1,398 t
前年対比	100.5%	101.5%	93.5%	95.9%	22.2%	98.7%
リサイクル率	54.1%					

(2) 廃棄物広域処理事業

羊蹄山麓 7 町村で運営負担する倶知安町清掃センターにおいて可燃ごみを焼却し、持込み量に応じた焼却灰を持ち帰り一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

また、山麓 6 町村で運営負担する蘭越町ごみ破碎中間処理施設は、粗大ごみ及び不燃ごみを破碎し、可燃物、鉄資源及び不燃物への分別を機能としており、その破碎不燃物を各町村が持ち帰り埋立て処分をしています。

現在羊蹄山麓 7 町村では、新たな焼却施設建設に向けた計画づくりを進めています。

(3) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

平成 14 年 12 月から供用を開始した一般廃棄物最終処分場は、ごみ分別の推進や不燃・粗大ごみの破碎処理によって大幅な埋立て量の減量化が見込まれ、当該施設の供用年数の延長が期待されています。

一方、閉鎖した羊蹄じん芥処理場は、平成 20 年度からの繰越事業により焼却施設の解体撤去工事を行いました。

・一般廃棄物最終処分場の運用実績

年度	焼却灰	破碎不燃物	計	備考
平成 21 年度	94 t	85 t	179 t	埋立容量：1,790 m ³
累計量	574 t	534 t	1,108 t	残余容量：2,134 m ³

(4) 資源物リサイクル推進事業

家庭から分別し排出される資源ごみは再商品化が必要になります。再商品化には、資源ごみの収集運搬、異物除去や一時保管が必要となり多額の費用が必要です。

町では再商品化に対して、資源物等分別保管業務や（財）日本容器包装リサイクル協会などと再商品化の業務委託を行っています。

また、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し毎日（12 月 31 日～1 月 5 日を除く）資源ごみの受入を行っています。

(5) 廃棄物処理に対する検討と啓発事業

廃棄物の減量化と適正な処理を進めるため、ごみの分別・処理についての啓発活動と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を担い、協力して進めています。

(6) 不法投棄廃棄物対策

不法投棄されやすい箇所への警告看板や、借受けによる監視カメラを設置しました。また、広報紙などにより啓発を行いました。

(7) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区のダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力を得て維持管理を行っています。

(8) し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、町内地区ごとに作成する収集計画に基づいた収集を基本として、その処理は山麓 6 町村広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合が運営にあたっています。

公共下水道への接続や合併浄化槽の普及に加えて、郊外地域での居住世帯増加などから、浄化槽汚泥がし尿の処理量を上回る状況に転じています。

・処理量動向（平成 21 年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13 km ²	1,409 t	2,086 t	3,495 t
前年対比	96.0%	111.1%	104.5%

(9) 動物の愛護と畜犬対策

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や予防注射の実施（6月実施）、ニセコ町畜犬取締法及び野犬掃とう条例に基づいて、年三期による野犬掃とうを実施しました。

飼い犬の放し飼いや、猫を含む糞の始末など飼い主のマナー悪化が問題となっており、啓発・指導回数は増加の状況にあります。

- ・登録犬数 413頭

(10) 環境保全事業

「環境基本条例」や「環境基本計画」に従い、計画の進行管理等を行っています。

(11) 環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、各自治会のみなさんの協力により、年2回のクリーン作戦を実施しました。

(12) 地球温暖化対策事業

町では平成15年度に「新エネルギービジョン」、平成16年度に「省エネルギービジョン」、平成17年度には「省エネルギービジョン重点テーマ」を策定してきました。これら計画の目標達成に向け取り組んでいます。

(13) 町有林の管理

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持すること、将来の財産形成を目的としています。

このため町有林内の森林の保育・育林事業について、平成21年度は、除間伐事業（桂台団地）14.52haと野ねずみ食害防止のヘリコプターによる駆除薬剤の空中散布9.48haを実施しました。

(14) 簡易水道事業

①水道事業

維持管理している水道は、簡易水道が6施設、専用水道が1施設、飲用水供給施設が2施設あり、普及率は91.1%です。平成21年度は簡易水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、清潔で安全な水道水を確保するため水質検査及び施設の円滑な維持をするための運転・改修などの維持管理費、水道管の布設や水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しました。

②配水管移設事業

国・北海道・町が管理している各道路において、道路改良工事などにより既設の配水管が支障となった場合の配水管移設工事を行っています。

本年度は、近藤地区の道道岩内洞爺線の改修工事による移設工事を行い、費用については一部補償費により実施しました。曾我地区は民有地に埋設されている水道管の一部を町道敷地に移設する工事を実施しました。

③近藤地区簡易水道区域拡張事業

水道未普及地域となっている豊里地区の水道整備を行うため、近藤地区簡易水道施設の区域拡張工事を昨年度に引続き実施しました。工事の完成により平成 21 年 11 月に給水を開始しています。

④量水器（水道メーター）取替事業

計量法により 8 年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替が必要となります。本年度の取替は平成 13 年度に設置した量水器が対象となり、254 台の取替工事を実施しました。

⑤飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の 3 分の 1 以内（上限 50 万円）を町が補助しています。今年度は、整備の申込がありませんでした。

(15) 公共下水道事業

①下水道事業

ニセコの下水道は、整備予定区域の 93.5%の区域で整備が完了しました。また、水洗化率は 93%を超えています。平成 21 年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しました。

②下水道推進事業

河川等の公共用水域の水質保全を維持するため、トイレ水洗化など生活環境の改善が必要不可欠です。平成 20 年度に引続き水洗便所改造に伴う助成を行っています。平成 21 年度は 1 件の申請でした。

③下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約 620 m³（浴槽約 3 杯分）にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、畜ふんや生ごみと共に堆肥化されています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が安全で正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理や汚水管・ポンプ所の各施設の維持管理に努めました。

④農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めております。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用の一部を蘭越町に支払う負担金の運営経費や施設の維持管理費、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しました。

⑤合併処理浄化槽整備事業

町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を進めています。平成 21 年度は、浄化槽設置整備事業補助で 5 人槽 10 基、7 人槽 3 基の計 13 基の設置工事に町が補助を行いました。また、浄化槽の性能を維持するための浄化槽維持管理へも補助を行いました。

2-2 住宅、雪対策

(1) 公営住宅の整備

平成 16 年度に策定した「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」を基に、平成 21 年度に「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、老朽化した既存公営住宅の計画的な再生事業の実施と適切な維持管理を目指します。平成 21 年度は本通 A 団地（昭和 56 年建築）2 棟 4 戸の全面改善事業と富士見団地（昭和 58 年建築）2 棟 16 戸の個別改善工事（給湯設備、ユニットバス設置）を行いました。また、平成 19 年度から 4 年間の計画で進めてきました公営住宅の火災報知器の設置も実施しました。（望羊団地 72 戸）

・町営住宅種別管理戸数（平成 21 年度末現在）

種 別	区 分（戸数）	合 計
公営住宅	本通 A 団地（65）、本通 B 団地（11）、有島団地（20）、西富団地（6）、富士見団地（36）、新有島団地（32）、中央団地（48）、望羊団地（72）、綺羅団地（20）	310 戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（28）、本通 A 団地（12）	40 戸
その他	コーポ有島（48）	48 戸
合 計		398 戸

(2) 公営住宅の維持管理

町営住宅の入居者が、できるだけ快適かつ安全に生活できるよう、また、建物の老朽化を未然に防止するために必要な修繕・点検を行いました。過去 3 年間の平均修繕費は、年間約 609 万円となっています。

・公営住宅修繕実績（平成 21 年度）

部位別		団地別			
区分	割合	区分	割合	区分	割合
床・壁類	43%	望羊団地	24%	富士見団地	8%
給排水	15%	本通 A 団地	8%	綺羅団地	4%
風呂釜・温水器	17%	中央団地	19%	本通 B 団地	2%
畳	3%	のぞみ団地	2%	有島団地	2%
その他	22%	コーポ有島	15%	西富団地	1%
計	100%	新有島団地	15%	計	100%

(3) 住宅における耐震促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定しています。この計画に基づき目標の平成 27 年度までに耐震化率 9 割（公共施設及び民間住宅）を目指し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(4) 除雪対策事業

町道の除排雪は、平成 21 年度も民間事業者へ全面委託して実施しました。また、生活道路除雪費補助として、7 団体に道路の除雪費の一部を補助しました。このほか、高齢者 6 世帯の私道 0.6 km の除雪を行いました。

- ・平成 21 年度除雪延長：118.0 km（除雪実施率 67.0%）

2-3 情報通信

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町では、尻別川以北の地域で光ケーブルを使った超高速通信サービスが提供されるなど、町内のほとんどの場所で高速でのインターネット通信サービスを利用することができます。しかし、一部地域では依然として通信速度が遅く、全町的な高速化が課題として残っています。

そこで町では、通信事業者に対し、光ケーブルの敷設による尻別川以南の地域（市街地区等）への超高速通信サービスの導入を働きかけました。平成 19 年 11 月には町民への需要調査を行い、その結果をもとに、通信事業者に対し早期のサービス提供を要望しました。その結果、平成 20 年 10 月 15 日から、字富士見・本通・中央通・元町・有島・近藤・里見・富川・豊里・羊蹄各地域の一部で光ケーブルを使った超高速通信サービスが開始されました。なお、今回サービスが開始されなかった地域は、平成 22 年度に光ファイバの敷設工事（平成 21 年度繰越事業）を行い、平成 23 年 3 月には全町的に高速通信環境が整備される予定です。

・高速インターネットサービスの提供状況

地 区	現在提供されているサービス
尻別川以北の地区（局番44・58）	B フレッツ（超高速通信）
市街地区等（局番44）	B フレッツ（超高速通信）・A D S L（高速通信）
西富・福井地区（局番58）	A D S L（高速通信）

2-4 道路、公共交通

(1) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（平成 21 年度末現在）：184 路線 実延長 176.5 km
 - うち改良済み：113.7 km（改良率 64.4%）
 - うち舗装済み：107.5 km（舗装率 60.9%）

①国道の整備

国道 5 号の安全性を高めるため、平成 17 年度から真狩橋を含む前後 1,100m に中央分離帯と片側歩道を設置する工事が行われてきました。平成 21 年度真狩橋の橋梁拡幅工事と安全標識等の整備を終え、事業完了しました。また、国道 5 号の町道黒川旧国道交点付近の法面整備工事が行われました。

②町道の整備

国の補助事業による町道愛媛団体通の改良舗装事業が沿線関係者の協力のもと、計画のとおり平成 20 年度で完了し、新たに国の交付金事業による町道ニセコ登山道路歩道整備事業に着手しました。平成 21 年度は、林道交差点からホテルニセコいこいの村さんまでの用地確定測量と用地買収、道道岩内洞爺線交差点から林道までの実施測量設計を実施しました。この歩道整備事業は平成 23 年度完了予定です。

町道元町旧国道線の改良舗装工事は 2 カ年目で、道道岩内洞爺線から上田商会さんまでの 140m の整備を行い、完成しました。そのほか、町道市街地軌道線の綺羅街道交差

点から 230mの改良舗装、町道百三十万通の連続カーブ周辺の 130mの改良舗装、町道駅構内軌道線の側溝整備工事を行いました。

平成 20 年度の経済危機対策臨時交付金を繰越して、平成 21 年度に町道ニセコ登山道路、町道有島北一線、町道（市街地）の舗装補修工事も実施しました。

③道路維持管理事業

町道の維持管理については、舗装の補修 932 m²と砂利道の流亡に効果のある R 材（アスファルト再生舗装材料）の敷き均し 4,935 m²を業務委託で実施しました。また、センター・サイドライン 22,905mの引き直しのほか、民間業者委託により砂利道の整正や敷き均し、市街地の町道や林道等の路肩草刈りを実施しました。

また、平成 19 年度から農村部の町道の草刈りは「農地・水・環境保全向上対策事業」により、各地区の推進会事業で実施しています。

(2) ヘリポートの維持管理

ヘリポートの維持管理を適切に行い、航空法に基づく定期検査を受験しましたが、問題はありませんでした。

平成 21 年度の離着陸利用は、サミット関係で例年より多かった前年度に比べ、非常に少なく 37 回でした。

(3) 町内循環バス「ふれあいシャトル」運行補助

ふれあいシャトルは、更なる運行経費削減のため、平成 19 年度から平日 1 便、休日 2 便を減便して運行しています。そのため、一般の有料乗車数が減少していましたが、観光利用の促進等により若干の回復傾向にあります。

ふれあいシャトル運行全体を見直すため、平成 19 年度から循環バス運行検討委員会を設置し、観光利用も含めたふれあいシャトルの効率的な運行方法を検討、実施しました。今後も、高齢者など交通弱者の生活の足の確保、観光客を含めた一般客の利用向上、更なるコスト削減などの視点から、効果的な運行に努めるとともに、デマンド交通などの検討も行います。

・ふれあいシャトル乗車実績（平成21年度）

区 分	人 数	対前年比（人）
一般乗車（有料）	18,417	62
（うち自転車積載）	82	16
通学利用（無料）	66,692	4,642
合 計	85,109	4,704

(4) 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、ふれあいシャトル（町内循環バス）の運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ 1 路線（福井線）のみとしています。蘭越町とニセコ町の路線距離に応じ、運行するニセコバス（株）にそれぞれの町から国の基準に基づきバス路線維持費補助金を支出しています。なお、この補助金支出額の 80%が特別交付税として算入され、国から交付されています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

札幌延伸が事実上決定し、平成 21 年 12 月末までに正式認可のための協議が進められることとなっていた北海道新幹線は、平成 21 年の政権交代により、白紙状態にあります。札幌延伸については、政府が今夏をめどに判断するとのことでしたが、現時点では不透明な状況となっています。

後志沿線自治体（小樽市、余市町、仁木町、共和町、倶知安町、蘭越町、黒松内町、ニセコ町）と北海道や後志総合振興局で構成される「北海道新幹線後志沿線自治体調査研究会」を設立し、今後の並行在来線の取扱など情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

②北海道横断自動車道

昨年、全国で凍結状態にあった高規格道路の建設に動きがあり、余市―黒松内間も「基本計画」から「整備計画」への格上げを目指す動きがありました。しかしながら、北海道新幹線と同様に平成 21 年の政権交代以降、まったく動きがありません。現状の基本計画から整備計画に登載（格上げ）されるためには、路線を確定し環境影響評価を実施する必要があり、開発局から路線選定を求められていましたが、その後の協議も進んでおらず、止まった状態です。新幹線と同様に急速な動きに対応するため情報収集等に努めます。

昨年の説明では、川北と市街地の間を通る 2 路線及び国道 5 号沿いを通る 1 路線の素案が示されており、ニセコ町としては、国道・道道からの簡便なアクセス、真狩・留寿都方面からの利便性、景観保全、町の分断を避けるなどの理由から、国道 5 号沿いを通る路線が良いとの意向を示しています。

2-5 公園緑地、河川、土地利用、景観対策

(1) 河川・公園の維持管理

河川は主に町内普通河川について適時パトロールを実施しながら随時管理対応し、公園等は民間業者委託により、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行いました。

(2) 景観・土地利用対策

ニセコエリアで盛んに行われていた土地売買や新たな開発等については、終息傾向にあります。

〔一回 10,000 m²以上の土地取引状況〕

平成 20 年度 196.2 ha (38 件)

平成 21 年度 30.9 ha (9 件)

今後も景観条例の遵守により、一定規模以上の開発等については住民説明会の実施による情報公開に努めるとともに事前協議による景観保全対策を進めます。

(3) 準都市計画区域の指定

ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地域における恵まれた自然環境や良好な景観・住環境を守っていくためのルール作りについては、平成 20 年から取り組んでいましたが、建物等の高さや形態意匠、開発行為での緑化推進などを定める「景観地区」及び建物等の用途を制限する「特定用途制限地域」の都市計画決定と、それを補完する関連条例の施行

により、平成 21 年 7 月から運用を開始しました。

決定にあたっては、説明会や意見交換会を開催し、町民の皆様の意見等を反映した案を作成し、逐次、ニセコ町準都市計画策定委員会で検討を行い、最終案をまとめました。その後、パブリックコメントを行い、平成 21 年 4 月に開催したニセコ町都市計画審議会の答申を得て、同年 5 月に都市計画決定しました。また、関連条例についてはニセコ町議会での審議を経て、平成 21 年 7 月 1 日から施行されています。

なお、新たなルールの運用に際しては、窓口での説明、広報及びパンフレット等で周知を行い、町民の皆様が混乱しないように対応しています。

今後の運用については、マニュアルや建築物等の台帳を用いて、適切な運用に努めます。

3. 健康・福祉・防災

3-1 高齢者福祉、介護保険

(1) 国民年金制度

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めた結果、本町における国民年金保険料の収納率は 70.8%となりました。

- ・ 年間被保険者数： 928 人（前年度 951 人） 国民年金 1 号被保険者該当者
- ・ 国民年金保険料収納状況： 収納率： 70.8%（前年度： 72.3%）

(2) 高齢者の福祉・介護保険事業

平成 20 年度に策定した「第 4 期高齢者保健福祉計画」に基づき、利用者の満足を得られる質の高い福祉サービスを提供できるよう、ニセコ福祉会やニセコ町社会福祉協議会などと連携を図りながら事業を推進してきました。

高齢者の自立した生活を支援するための総合相談窓口となる、ニセコ町地域包括支援センター(以下「包括支援センター」)は 3 年目となり、介護予防重視の観点から要支援者を対象とする「新予防給付」における介護予防ケアプランを作成し、介護予防のサービスを受けられるように、介護や健康など様々な相談対応、介護保険事業所や医療機関との調整など高齢者支援の充実に努めました。

また、運動や口腔機能の向上を目的にした「貯筋教室」や高齢者向け健康教室の開催、一人暮らし声かけ支援事業の実施、虚弱高齢者の訪問支援など介護予防の普及に努めました。

高齢者福祉の推進については、生きがい活動支援通所事業、外出支援サービス事業、高齢者緊急連絡システム事業を行うとともに、敬老会の開催、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給、高齢者私道除雪サービス、老人福祉施設入所費の扶助を行いました。

また、一人暮らしの低所得高齢者世帯に対する福祉灯油の助成をしたほか、国民年金が制度上無年金となる在日外国人の高齢者に対する福祉給付金の支給や 70 歳以上の高齢者に対して、ニセコ駅前温泉入館料の一部助成（年間 80 回）を行い高齢者福祉の充実に図りました。

地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会に対して、運営費の支援や高齢者の自立した生活を支援するために、老人家庭除雪サービスや在宅給食サービス、軽度生活援助な

どの事業を町からの委託事業として実施し、高齢者や障害者福祉の充実を図りました。

平成 20 年度からの繰越事業として、ニセコデイサービスセンター屋根防水修繕工事を実施しました。

介護保険事業は平成 21 年度から後志広域連合が保険者となり広域での運営がスタートしました。要介護（要支援）認定者は 212 人で前年対比 24 人減となりました。在宅、施設サービスなどの保険給付費は、前年度対比 455 万円減の 3 億 2,084 万円、介護認定審査会経費は 27 万円、人件費等後志広域連合へ支払った事務費は 592 万円となっています。

3-2 児童福祉、母子父子福祉等

(1) 児童福祉

児童に対する福祉については、児童の健全な育成を目的に、就労などで保育に専念できない家庭のために、小学校 1 年生から 3 年生までの低学年を対象とした学童保育事業については、定員を 40 名とし、安全面等を確保しつつ児童福祉の充実を図りました。

赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡すブックスタート事業は、「あそぶっくの会」のみなさんにも協力いただき、実施しています。

また、子どもたちが健やかに生まれ成長することを願い、児童手当の支給やニセコの将来を担う大切な子どもたちの子育て支援として平成 16 年度に策定した「ニセコ町次世代育成支援対策行動計画」の基本目標や基本施策のもと、『子どもたちの笑顔が輝くまちへ』を目指すこととしています。平成 22 年 3 月には「ニセコ町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定（計画期間：平成 22～26 年度）しています。

さらに、平成 20 年度からの繰越事業として、幼児教育期（小学校就学前 3 年間）の第二子以降の子一人につき、3.6 万円の「子育て応援特別手当」を支給しました。

給付対象総数		給付決定者数		交付額	給付率
世帯数	人数	世帯数	人数		
44 世帯	47 人	44 世帯	47 人	1,692,000 円	100%

(2) 母子父子福祉

母子父子福祉については住民税非課税の母子・父子世帯に対し、福祉灯油の助成を行いました。

(3) 子育て支援

幼児センター内に地域子育て支援センター「おひさま」が開設して 3 年が経過しました。

在宅で子育てをしている家庭の子育て支援の拠点として、幼児センターをはじめ各種団体と連携を図りながら、子どものより良い育ちと子育てしやすい環境づくりを目的に次の事業を展開しました。

- **主な子育て支援事業：**支援センター開故事業「おひさま」、一時預かり保育、子育て講座、子育てネットワーク構築、広報誌での子育てページの継続、広報おたよりでの子育て情報の提供、親子スポーツ教室サポート、各種講座等での託児の実施

3-3 保険、健康づくり、安全対策

(1) 国民健康保険事業

平成 21 年 4 月 1 日から国民健康保険事業は、後志広域連合での運営になりましたが、窓口業務、保険税賦課徴収事務、特定健診事務等は町村の事務となっています。特定健診については、1 日簡易ドックの受診者と合わせ 261 人が受診し、そのうち 9 人に保健指導を行っています。

歳入では、厳しい経済情勢のなか納税者の負担軽減を図るため、国保審議会に諮り前年度と同じく国民健康保険税の税率の引き下げを実施しました。

また基金の繰入（貯金の取崩し）は、当初 2,100 万円を見込んでいましたが、給付費の大幅な増加により、6,700 万円の基金取崩しを行いました。

- ・国民健康保険の受給者数、医療給付費など

区 分	実 績	対前年比
受給資格者	1,735 人	2 人減
保険医療給付費		
給付件数	19,792 件	73 件減
給付金額	3 億 9,036 万円	6,465 万円増
1 人当たりの年間医療費	22 万円	3 万円増
高額医療費	5,844 万円	2,008 万円増
整体や鍼灸などの療養費	233 万円	59 万円減

(2) 老人保健事業

老人保健医療制度は平成 19 年度末で終了していますが、平成 21 年度の老人保健特別会計では、再審査等による月遅れ請求支払を行いました。

医療給付費については療養給付費月遅れ請求分 5,004 円の支出となりました。

(3) 後期高齢者医療事業

平成 20 年 4 月から、75 歳以上の人（一定の障害のある人は 65 歳以上）は、それまで加入していた保険を脱退し、「後期高齢者医療保険」に加入します。

この事業では、町が新たに創設された保険料の徴収を行うほか、制度の運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合へ負担金を支払います。

また、後期高齢者の健康診査を実施し、50 名が受診しました。

- ・後期高齢者医療の受給者資格者数、保険料など

区 分	実 績	備 考
受給資格者	661 人	
保険料徴収額	2,802 万円	徴収率 99.86 %
負担金	4,241 万円	保険料分 2,802 万円 共通事務費分 219 万円 基盤安定負担分 1,220 万円

(4) 医療に対する各種給付事業

高額医療費の貸付については、平成 21 年度貸付実績はありません。

また、老人医療費の助成（マル老・道老）について、平成 21 年度は制度廃止に伴い月遅れ請求分を見込んでいましたが、支出はありませんでした。

北海道医療給付事業により実施している重度心身障害者医療給付事業については、入院に係る給付費の増により前年対比 827 万円増の 2,031 万円となり、ひとり親家庭医療給付事業については、前年対比 6 万円増の 78 万円となりました。乳幼児医療給付事業については、対象年齢の引き上げを行い、前年対比 39 万円増の 529 万円となりました。

(5) 健康づくり

①保健医療施設整備事業

保健医療施設整備は、広域救急医療体制推進や訪問看護事業及び倶知安厚生病院医師確保事業に対する負担助成、さらに平成 21 年度には新たに倶知安厚生病院救急医療等体制整備事業に対する補助を行い、地域での救急医療推進体制や在宅看護支援の推進に努めました。

②成人の各種健康診査事業

30 歳以上を対象とした各種がん検診では、対象の概ね 17.3～22.5%が受診され、精密検査結果からがん発見や治療につながるなど、病気の早期発見、早期治療に努めました。特に、女性特有のがん検診推進事業として、20 歳から 40 歳までの 5 歳節目年齢の方に子宮がん検診無料クーポン券を配布、40 歳から 60 歳までの 5 歳節目年齢の方に乳がん検診無料クーポン券を配布し、乳がん・子宮がん検診の受診率向上に努めました。平成 21 年度各種がん検診の受診率は、前年度と比較して微増しています。

③おかあさんと子どもの健康診査

妊婦健康診査は一人当たりの助成回数を 5 回から 14 回に、妊婦健康診査に伴う超音波検査は全妊婦に 1 回から 6 回助成拡大した結果、妊婦健康診査は 90.4%、超音波検査は 87.7%の方が受診されています。また、乳児・1 歳 6 か月・3 歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、対象児のうち 85～94%の乳幼児が受診しました。健診未受診の妊婦や乳幼児へは訪問支援や電話相談を行い、子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。

むし歯予防対策では歯科検診・フッ素塗布事業を年間 2 回、幼児センターでは虫歯予防教室を 4 回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。

また、本町の 1 歳 6 か月児の虫歯有病率(虫歯をもっている割合)は 0%(後志 3.8%)、3 歳児の虫歯有病率 17.3%(後志 30.5%)と虫歯の無い子が多い状況を維持しています。

④健康づくりの啓発・訪問相談事業

定期健康相談は、役場と西富地区で隔月開催していますが、相談者は減少傾向にあります。地区巡回健康教室は 20 地区で開催し、地区内の交流と健康意識を高める機会となっています。

⑤子どもと高齢者の予防接種

こどもから高齢者まで各種の予防接種を行いました。学童期までの各予防接種については 69.9%から 100%のこどもが終了することができました。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種は、地元医療機関と近隣医療機関合わせて、516 人で、対象者となる 65 歳以上の 43.1%の人が接種を受け、受診率は毎年微増傾向にあります。

平成 21 年 3 月から世界的に大流行した新型インフルエンザ対策では手洗いなどの予防普及やワクチン接種の費用負担を 1 歳～18 歳や妊婦、基礎疾患を持つ方は無料とし、65 歳以上の高齢者には 1 人 1,000 円助成するなど費用負担の軽減に努めました。

新型インフルエンザワクチン接種率は全町民の 23.3%となっています。

⑥母と子の子育て教室・相談事業

健康教室・健康相談では、子育てを支えるために乳幼児健康相談や育児セミナーを実施し、子育て支援センターと連携してより良い子育ての学習や交流支援を行いました。子育て不安を抱える保護者や発達支援を必要とする乳幼児への個別支援や関係機関との連携調整を行い、乳幼児がすこやかに成長していけるよう、継続した支援を行いました。

⑦健康づくり推進活動

町民の健康維持増進について、ニセコ町民健康づくり推進協議会を年1回開催、保健委員会を1回開催するなど、町民が健康づくりへ積極的に参加できるよう地区の情報交換を活発にしました。

(6) 交通安全運動の推進

各関係団体・組織との連携を図りつつ、交通危険箇所への交通安全旗設置、交通安全教室の開催、チャイルドシート無償貸出事業、交通安全街頭啓発などの安全対策と啓発活動に努めました。

日常の防犯や交通安全など安全で安心な生活の環境づくりとして、自治会との連携のもとニセコ町街路灯整備計画に基づいて街路灯の維持管理と、計画的な設置整備を図りました。

①交通安全関係

- ・ニセコ町交通安全推進委員会：交通安全啓発活動、黄色い羽根募金運動等
- ・ニセコ町交通安全協会：交通安全啓発活動、事業所訪問、交通安全ポスターコンクール等
- ・ニセコ町交通安全指導員会：各期（6期）交通安全街頭啓発、パトライト作戦、セーフティコール啓発等
- ・町民交通傷害保険：加入実績666名（大人581名、中学生以下85名）
- ・チャイルドシート貸付事業：（貸出実績）計18台

②街路灯の維持管理

- ・街路灯の設置及び維持管理
町管理：440基、自治会等管理：287基、計727基
- ・街路灯設置工事：1基（内自治会設置基数1基）
（内訳）近藤親交会（自治会設置）1基

(7) 消防・救急活動の充実

①心電図モニターの更新

救急車に搭載する心電図モニターを更新し、患者の観察はもとより、予想される心臓の病態をいち早く把握できるようになりました。さらに、患者の容態を搬入病院へ報告でき、救命処置準備ができるようになるとともに、ドクターヘリ等の要請決定がスムーズになり、救命率の向上に繋げることができるようになりました。

②救急備品等の購入

交通事故等で複数の患者が発生し、頸椎の損傷が疑われる場合など、全身固定して搬送するための担架（バックボード）と救急隊員及び救急講習受講者が心肺蘇生法とAED使用訓練に使用する救急訓練人形を購入し、救急技術維持向上と応急救護講習時の理解度向上を図ることができるようになりました。

③小型動力ポンプ更新

老朽化していた小型動力ポンプ（4号車（積載車）に積載）を更新しました。このポンプは消火活動時に消防車が進入出来ない池や河川から水を汲み上げ、放水を行うなど重要な機材で、消火活動及び水害等で活躍します。

④消防職・団員防火衣及び消防団活動服等の更新

消防職員防火衣 15名分を更新し、上下分割式で災害時において活動しやすく個人の安全確保にもつながり現場活動が迅速に行えるようになりました。

消防団活動服 70名分を新基準の活動服に更新し、団員の意識の向上に繋がるとともに災害に対する確に対応できるようになりました。また、老朽化した消防団員防火衣の 6名分を更新しました。

⑤油圧救助器具及び消防用ホースの購入

交通事故等での挟まり救助が必要な場合、油圧の力で開放させ救出ができる油圧救助器具を購入し、迅速な救助活動が行えるようになりました。

ホースの破断等の危険性があり、穴あきにより火災時の消火活動に支障のあった古いホース 50本を更新し、消火活動時の安全確保と迅速な活動ができるようになりました。

⑥消防ポンプ自動車の更新

購入してから 30年が経過しエンジン出力及びポンプ性能が著しく低下していた消防ポンプ自動車を更新し、消防力の強化を図りました。

⑦消防庁舎暖房・トイレ設備改修

老朽化している蒸気ボイラーを維持費の安価な個別式石油暖房機に交換し、合わせてトイレ設備の改修を行いました。

3-4 地域福祉、心身障害者福祉

障害者の福祉については、「第2期ニセコ町障害者福祉計画」を平成20年度に策定し、障害者自らがサービスを選択利用する居宅生活支援（ホームヘルプサービス、デイサービス、施設短期入所、グループホーム）、施設訓練支援（知的障害者厚生・授産施設入所、身体障害者療護施設入所）や身体障害者（児童）補装具の給付、重度身体障害者日常生活用具の給付を行うなど障害者福祉の充実に努めました。

また、精神障害者共同作業所通所費、重度障害者通院タクシー料、じん臓機能障害者通院費、心身障害児の療育施設通園費に対する費用の一部助成を行い、障害者の立場に立った支援体制の充実に努めました。

心身障害者の福祉の充実に努めるため地域共同作業所に対する運営費の助成や福祉団体である身体障害者福祉協会に対して助成を行いました。

3-5 その他の福祉

過去の大戦において、亡くなられた戦没者の御霊に哀悼の意を表すとともに世界恒久平和を願い、平成21年7月20日にニセコ町公民館講堂を式典会場とし遺族31名、来賓31名の参列のもとニセコ町戦没者追悼式を挙行了しました。

また、遺族相互の親睦を図り、遺族の福祉の向上を図るため、遺族会活動に対し助成を行っています。

3-6 防災

(1) 住宅用火災警報器の普及

住宅用火災警報器の設置義務化を機に、高齢者の火災予防対策を支援するため、70歳以上の高齢者世帯を対象に、1世帯に1個の住宅用火災警報器を配布しました。

(2) 防災マップの作成、配布

災害時に町民の安全を確保するため、また、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する危機管理体制の確立を図る一環として、町内の避難場所や災害危険箇所等を掲載した防災マップを作成し、全戸に配布しました。住宅用火災警報器の普及とあわせ、町民の防災意識向上にも貢献しました。

4. 産業・経済

4-1 観光産業

(1) 観光施設の維持管理

ニセコ町の玄関口である道の駅ニセコビュープラザやニセコ駅舎などを来訪者が快適に利用できるよう適正な施設管理を行いました。

主な管理施設：道の駅ニセコビュープラザ、ニセコ駅舎（一部）、五色温泉休憩所、ニセコ野営場、温泉源、各種看板など

(2) 観光案内所の運営

ニセコを訪れた人たちがニセコを満喫していただけるよう、道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅に観光案内所を設置し、きめ細やかな観光情報を提供しました。

特に、道の駅ニセコビュープラザは、年間72万人もの人が利用するニセコエリアの重要な玄関口ですので、情報の充実はもとよりおもてなしの充実を図りました。

(3) 観光イベント等支援

夏の一大イベント「小さなふるさとづくり七夕の夕べ花火大会」事業への補助のほか、ニセコマラソンフェスティバルにおけるイベント部会、ニセコ山系山開き、SLニセコ業の運行などのイベント開催支援を行いました。

(4) 関係各所との連携による観光振興

ニセコエリアは複数の町で構成されており、町が単独で観光産業を振興することではできません。また、増加している外国人観光客の誘致は、さらに広いエリアでの連携が必要です。町では、更なる観光客誘致を進めるため、引き続き町出資団体との連携を進めました。

(5) 観光客の誘致

ニセコは国内外から注目される観光地ではありますが、観光客の誘致活動を継続的に実施していかなければ現状を維持することもままなりません。町では、ニセコリゾート観光協会が行う外国人誘致事業を補助するとともに、国内では教育旅行を誘致するために必要な情報を整備し、ホームページを活用して積極的に発信しました。

(6) 観光パンフレット等の作成

ニセコの魅力を多くの人に知っていただけるよう観光パンフレット（リゾートガイドオブニセコ、ニセコエクスプレス）や映像を収録したDVDなどを作成しました。

(7) 国際会議の開催

平成21年6月1日、ヒルトンニセコビレッジにて、国が主催する日豪観光交流促進協議が開催されました。町では、倶知安町、北海道、北海道観光振興機構と連携して実行委員会を作り、両政府関係者のみなさんを歓迎しました。

4-2 農業

(1) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

新たな農業振興計画の基本方針に基づき、環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、完熟堆肥購入費及び原料運搬費の助成に加え、新たに原料確保に助成したほか、土壌診断事業の強化と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! clean やエコファーマなど有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取組みを支援しています。

(2) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作により、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を進めています。

水田では、高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき舞」やニセコ産の酒造好適米を使った「蔵人衆」の販売促進を図るなど、産地確立と売れる米のブランド化を推進しました。

引き続き、JAよういていのスケールメリットを生かした「ようていブランド」の確立やニセコ独自のネームバリューを生かした農畜産物の「ニセコブランド」化、農畜産物加工による高付加価値化や販売・流通を見据えた6次産業化を目指します。

(3) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠です。引き続き、「農地保有合理化促進事業」制度を活用し積極的な農地の有効活用と活性化を推進しています。また、農地賃借料の一部を助成する「農地流動化緊急支援事業」を平成20年度から3か年に限り行い、農地の荒廃防止や遊休農地の活用により農村環境保全に努めました。

本年度が最後とされている国の中山間地域直接支払制度は、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るとともに、本年度は、小学生による農作業体験も取り入れた積極的な地域活動の取組みを支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(4) 地域ぐるみで担い手の確保

地域農業を担う優れた人的確保対策は緊急的課題であり、関係機関総力にて推進しています。後継者や新たな参入者など多様な新規就農者の育成支援を図る新規就農資金制度や各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の確保、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

また、担い手確保の一環として、農業後継者の花嫁対策も重要であることから、引き続きグリーンパートナー推進協議会が中心となり、町内青年と独身女性との交流会を年2回開催して、出会いの場の環境づくりを支援しています。

(5) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、平成19年度より「産業連携プロジェクト」を設置し、地域内での相互連携を強めています。商工観光課と連携し食のフェアや講演会、ニセコ産米への米チェン運動、地場製品の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

(6) 地域整備方向検討調査（国営農地再編整備事業）

平成19年度から3年間、受益者負担の最も有利な国営農地再編事業の実施を年頭に北海道開発局による地域整備方向検討調査を実施してきましたが、事業採択要件を超える670haの事業要望があり、事業の本格実施に向けての「地区調査」の採択要望を行いません。平成25年度の事業着手に向けて、取組みを強めて行きます。

(7) 肥料高騰・農業経営所得緊急対策事業

肥料価格高騰による農家経済の負担を軽減するため、国が実施した肥料高騰対応緊急対策事業の助成に加え、町が独自の支援を行いました。また、平成21年7月の長雨・低温・日照不足による収量減や経費の高騰により多大な影響を受けた農業経営の安定化を図るため、作付け面積等に応じた緊急的な支援を行いました。

(8) 畜産振興

経営管理の徹底など足腰の強い酪農経営を確立することが急務となっています。生産の基盤となる畜産環境、地域生活を取り巻く快適な農村環境を維持創出するとともに、良好な放牧肥育環境を提供するニセコ町集約草地の維持管理に努めました。また、ようてい酪農ヘルパー利用組合の運営支援や乳質向上を目指す乳牛資質向上対策事業等に対し継続的に支援を実施しました。

堆肥センターでは、良質の堆肥が生産されており、指定管理者であるJAようていと連携して堆肥の利用促進を積極的に働きかけ、生産堆肥のコスト低減と地域資源のさらなる循環に努めています。また、酪農基盤の強化を図るためTMRセンター等組織化による機械施設等の効率利用を図る取組みを進めています。

(9) 林業の振興と治山

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「21世紀北の森づくり推進事業」と、森林所有者の日常的な森づくり実践活動を促す「森林整備地域活動支援対策事業」を継続し支援しました。

町有林は、除間伐事業 14.52 haと野鼠駆除事業 9.48 haを実施しました。

4-3 商工業

(1) 産業連携プロジェクト

「地産地消」を念頭に置いた各産業の連携を模索するため、ニセコ町産業連携プロジェクトを継続運営しました。部会が中心となり「食べ菜！遊び菜！ニセコ収穫祭」、「綺羅キラトーク」をそれぞれ2回開催したほか、ニセコ町の地場産品を紹介する冊子「ニセコのおいしい手帖」を作成し、食と観光、産業間交流などを進めました。

(2) 商工業振興、労働支援

ニセコ町商工会に対し、経営改善普及事業や地域振興事業について助成を行い、商工業の活性化を進めています。また、地元商業の振興のため、引き続きプレミアム商品券発行事業、ポイントカード（綺羅カード）システム普及、並びに、ポイントカードによる消費拡大事業に対する補助を行いました。

地元中小企業のみなさんには、金融機関及び保証協会と連携し、金融の円滑化や商工業の振興に資するため、中小企業特別融資事業を行いました。また、地元在住の勤労者に対し、生活の安定及び向上を目的とした勤労者福利厚生資金融資事業を実施しました。

5. 自治・まちづくり

5-1 広報広聴、情報公開、住民参加

(1) 広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として、工夫、改善しながら取り組みを進めています。

① 広報誌、予算説明書

広報「ニセコ」、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんから意見を伺い内容の工夫を行いながら、情報共有の大きな柱として発行を続けています。

また、北海道広報コンクールにおいて、広報「ニセコ」が、町村の部で入選しています。

② オフトーク通信、ニセコそよかぜメール

平成4年度に整備したオフトーク通信放送「そよかぜ通信」は、利用者の減少、放送機器の老朽化、多額の運営費負担により、平成20年12月30日をもって廃止、放送を終了しました。

一方、携帯電話などを利用したお知らせ配信サービス（ニセコそよかぜメール）による情報伝達をおこなっています。今後は、まちの情報を全町民に迅速かつ確実に届ける手段の検討を早急に進めていく予定です。

③まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成 21 年度は、まちづくり町民講座を 2 回開催しました。エキノコックス対策と東京大学の森大名誉教授による「地域主権」についての講演会が行われ、それぞれ町民のみなさんに参加いただき、議論しました。このほか、こんにちは町長室やおぼんです町長室を開催しています。

(2) 個人情報保護

町政に対する町民みなさんの知る権利（情報提供を受ける権利、情報を自ら取得する権利など）を保障しながら、大切な個人情報が適切に保護されるよう対応しています。

(3) まちづくり活動

①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、地域づくり活動に対する補助制度(まちづくりサポート事業)の審査及びふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成 20 年度は、環境保全の観点から「ごみのポイ捨て禁止啓発看板づくり」「環境保全啓発パンフの作成・配布」、そして平成 21 年度は、ニセコ町に生えている木の勉強をしながら、巨木・珍木などを探し、あらたなニセコの観光名所となるような「ニセコの”いい”木のある景勝地・風景」をみつけて、その場所をPRする壁新聞を作成しました。

②ふるさとづくり寄付

平成 16 年にふるさとづくり寄付制度(1 口 5 千円で指定 5 分野に寄付いただく仕組み)が始まってから 5 年が経過しました。平成 21 年度末時点で 820 口、4,100,000 円の寄付を基金(預貯金)として積み立てています。

また、平成 19 年度からは、お寄せいただいた寄付の具体的な使い道を検討し、これまで「有島武郎に関する資料収集及び有島記念館特別展開催事業」の分野において、有島武郎農場開放記念文を記した掛軸を保存するためのレプリカを作成しました。平成 21 年度は森林公園の植栽事業に活用しています。

なお、平成 22 年度からは、従来の寄付手続きに加え、クレジットカード納付による寄付についても検討し、寄付者に対する利便性の向上を図ることにより、ふるさとづくり寄付の推進に努めることとします。

5-2 地域づくり、コミュニティ支援

(1) コミュニティ運動の推進

自治会活動の活性化を図るため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

- ・地域自治振興交付金の交付状況：(対象自治会) 58 自治会

(2) コミュニティ施設の維持管理

地域コミュニティ活動や文化的活動など多様な日常活動の拠点となります町民センターや地域コミュニティ施設の維持保全を図り、利用者に快適な環境を提供するため、町民センターの維持管理と各地域コミュニティ施設の管理運営に努めました。

・施設管理運営事業

対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、
近藤・元町・里見・ニセコ・福井地域コミュニティセンター
曽我活性化センター

・施設整備事業

町民センター：大ホール音響・照明設備改修工事
非常用照明設備改修工事
西富地区町民センター：西富地区町民センター改修工事

(3) 住民主体による花や木の植栽活動

NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民主体により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業を支援しています。平成21年度は、588千円の補助を行っております。

また、ニセコをこよなく愛する会が主催している「ニセコ千本桜運動(有島地区宮山への植栽)」に対し30万円の補助を行っております。

(4) まちづくりサポート事業による支援

平成21年度は、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」に8万円、ニセコ町商工会が主催した食と観光連携による交流創出事業「山の幸・海の幸コラボ＝ニセコマルシェ」に8万円、そして未来のニセコを考える会主催の医療講演会に6万円で、計22万円のサポート事業補助を行いました。

5-3 行政サービス、行政機能

(1) 議会議員の活動

平成21年度における議会の開催は定例会が4回、臨時会が5回開催され、条例の改正や制定、予算審議、各種陳情書や意見書等の審議を行ったほか、特に予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。

総務常任委員会、産業建設常任委員会がそれぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」についても実施しました。今年度は総務・産業建設常任委員会合同道外所管事務調査を熊本県菊池市の「菊地広域連合」において近隣3市1町で組織されている広域連合の行政体制の一体的整備等について、熊本県宇城市の「宇土割営農生産組合」において農事組合法人の設立と取り組み、課題等について現地研修を実施しました。

また、議員会の研修事業として近年の札幌市の「札幌管区气象台」において近年問題となっている地球温暖化による気象変動や天気予報・防災気象情報ができるまでの流れ等について、「水道記念館」では大都市札幌での水道事業の歴史等について学ぶ現地研修を実施しました。

更には、後志総合開発に関する要望事項、新幹線・高速自動車道の建設促進等についても中央要望等を実施しました。

(2) 議会だよりの発行

本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動を町民に周知することは大変重要なことです。このことから年4回にわたり「議会だより」を発行し、全戸配付を行いました。

(3) 選挙事務

平成 21 年度は、8 月 30 日に衆議院議員総選挙を、9 月 13 日にニセコ町長選挙を執行しました。投票日前でも投票ができる期日前投票制度の周知を行うなど、有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりを進めています。

(4) 戸籍、住民票

本町の人口は、自然増減（出生・死亡）で同数となり、社会増減で転出が上回った結果、平成 21 年度末で 4,640 人と平成 13 年以降緩やかな増加から横這い傾向を示しています。一方で世帯数は増加傾向にあり、世帯当たり家族数は 2.18 人と核家族化が一層進展している実態にあります。

・ニセコ町の人口動態

区分	男	女	計	世帯数
平成 21 年度末	2,261 人	2,379 人	4,640 人	2,124 世帯
前年度末	2,243 人	2,411 人	4,654 人	2,118 世帯

(5) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成 14 年 8 月 5 日に第一次業務をスタートした住民基本台帳ネットワークは、ニセコ町個人情報保護条例の規定に基づいた情報危機管理のもと、厳格な運用に努めました。

- ・平成 21 年度住民基本台帳カード発行数：29 件（累計 86 件）
- ・公的個人認証の登録件数：24 件（累計 65 件）

(6) 外国人登録事務経費

近年、倶知安町ひらふ地区を中心とする海外からの投資等の影響から、同地区を拠点とし様々な活動を展開する外国人が増えています。本町でも同様な活動が展開されていることを背景に、外国人登録事務取扱件数は急激に増加しています。

- ・平成 21 年度末外国人登録者数：103 人

(7) 町の税金

町税の会計処理額は、軽自動車税が台数の増加により、入湯税は新規、あるいはリニューアルによる入湯客数の増加があり、それぞれ増加となりました。一方、個人住民税が土地売買による譲渡所得の減少、法人住民税が景気低迷により、固定資産税が評価替による減価、たばこ税は減少となり、全体で対前年比 506 万 8,000 円減の 6 億 6,363 万 7,000 円となりました。

収入額においては、個人住民税、固定資産税に大口滞納額が発生したことにより、課税額の減少とあわせて前年比 799 万 2,000 円減の 6 億 4,459 万 1,000 円となりました。

以上のことから収入率においては、現年課税分で 0.33 ポイント減の 98.93%、滞納繰越分で 8.04 ポイント減の 21.75%、全体では 97.13%となり、前年実績比 0.46%減の収入率となりました。

今後も更なる徴収体制の強化などによる収納対策が必要です。

(8) 地籍成果の管理・運営事務経費

平成 20 年度～21 年度の 2 年度にわたって、地籍成果の数値化を行いました。数値化したデータを地籍成果管理システムで運用することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用などが期待され、農地整備事業での利用が始まっています。

(9) 火葬場の維持管理

施設の老朽化が大きな課題となっている火葬場は、定期点検に基づく慎重な使用に努めるとともに業務は民間事業者へ委託しています。

施設の屋根塗装や軒天修繕などの改修工事、進入道路の舗装補修工事を行いました。

・火葬場の使用状況

区 分	使用回数	(内) 町外者	月平均使用回数
平成 21 年度	51 回	5 名	4.3 回
前年度	49 回	1 名	4.1 回

(10) 墓地の維持管理

中央墓地及び 5 ヶ所の地域墓地は、適正な使用（許可）管理とともに清掃及び点検など日常的維持管理を行いました。

平成 20 年度において新規造成を行った中央墓地の新区画 53 区画については、現在 39 区画が残っています。

(11) 行財政運営の健全性と財源の確保

行財政運営の健全性確保が引き続き必要なことから、事務事業の見直し、組織運営の効率化、補助金の見直し、職員定数の管理、給与の適正化、民間委託の推進、事務経費の削減など、行財政運営の全般に渡り健全性確保に取り組みました。

また一方で、計画的な地方債借入れと償還のほか、国や北海道からの補助金などの財源も積極的に獲得し、必要な政策に充てています。これらにより、平成 21 年度は剰余金のうち 1 億 1,000 万円を基金（預貯金）に積み立てています。

(12) 職員研修

地方分権の動きに柔軟に対応し、本町のまちづくりに豊かな発想力と多彩な情報、能力をもって対応できる職員の育成を図るため、さまざまな方法による職員研修を実施しました。専門の研修機関での実務研修、自治大学校への派遣、自主企画による提案型研修、全職員を対象とした職場研修などを実施しています。

(13) 行政情報システムの運用

行政事務の多くは、コンピュータシステムによって処理されています。そのため、常にシステムは安定して稼動することが求められます。町では、最小限の経費で機器を計画的に運用管理していくよう取り組みを進めました。

また、機器類の更新やシステム運用体制の更なる効率化を目指し、これまで役場電算室にて管理・運用していたサーバー類をデータセンターでの運用に切り替えました。

(14) 国、道との情報ネットワーク運用

国、道、他市町村の機関との総合行政ネットワーク（LGWAN）環境について、管理運用を行っています。また、HARP協議会（北海道電子自治体共同運営協議会）に参加し、電子申請システムの共同利用を進めました。

(15) 町有財産と施設の管理

①旧宮田小学校、旧幼稚園等の公有財産管理

再利用中あるいは閉鎖した公共施設等について、町財産としての管理を行っています。再利用中の施設については、利用計画に基づき利用者が適正に利用しているか等について管理を行っています。

②職員住宅の維持管理

職員住宅の大半で老朽化が進んでおり、必要な改修、修繕を行っています。平成 21 年度は、本通 33 号住宅の外壁等改修工事を実施しました。今後も、計画的な改修、修繕の対応を進めます。

(16) 役場庁舎の維持管理

昭和 42 年に建築した役場庁舎も老朽化が進んできたため、改修の必要な箇所が目立ってきています。平成 21 年度は、庁舎内トイレの改修工事を実施しました。既存の庁舎をできる限り有効に使用できるよう、的確に状況を把握しながら、必要に応じて改修、修繕を進めます。

5-4 広域連携、国際交流

(1) 町村合併・地方分権問題の検討

平成 22 年 3 月で期限切れとなる合併新法以降、なお残る小規模自治体の今後のあり方についての議論が盛んに進んでいます。

合併及び地方分権に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

(2) 広域行政の検討

平成 19 年 4 月からスタートした後志広域連合については、そのメリットである経費節減効果を少しでも早く発現できるよう期待されます。

なお、電算システムの構築が整ったことにより、平成 21 年 4 月から国民健康保険事務及び介護保険事務がスタートしています。

・平成 21 年度 後志広域連合決算見込（単位：千円）

区分	共通経費	滞納整理事務	国民健康保険事務	介護保険事務	合計
広域連合全体	54,314	7,441	2,892,392	1,147,931	4,102,078
ニセコ町負担	3,843	677	231,467	83,086	319,073

(3) 交流事業

大学生インターンシップ（2 名、2 校）や外国人留学生（4 名、3 カ国）の受け入れ、ニセコ高校産業現場実習生（2 名）の受け入れ、全国の議会や行政関係者による視察への対応などを行いました。